

## のと里山空港ハッピーバースデー旅行助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、のと里山空港利用促進同盟会(以下「同盟会」という。)が、能登—羽田便の搭乗者に対し、のと里山空港ハッピーバースデー旅行助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより能登羽田便の認知度向上と利用促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、能登—羽田定期便に往復搭乗した旅行者で、次に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 往路搭乗日現在、同盟会を構成する市町の住民及びかほく市、津幡町、内灘町の住所を有する方又はウイング・ネットワーク会員であること
- (2) 搭乗者の誕生月内に発着する旅行であること。ただし、到着日が翌月以降となる場合は出発日から起算して29日以内とする。

2 次に掲げる者は助成金交付の対象から除くものとする。

- (1) 搭乗日現在、満3歳未満の旅行者(座席を確保し小児料金を支払った満3歳未満の小児については対象者とする)。
- (2) 同盟会が主催または旅行事業者と提携して実施する旅行の参加者及び他の要綱に基づく同盟会の助成金の交付対象者
- (3) 航空運賃の全部または一部に官公庁等の公金が充てられている旅行の参加者。
- (4) 小学校、中学校または高等学校の修学旅行の参加者。

3 対象者の搭乗機が、やむを得ない理由によりのと里山空港以外の空港に着陸した場合についても適用する。

4 欠航等航空会社の都合により、のと里山空港発着の定期便を往路または復路のいずれかを利用できなかった場合は、助成金を半額とする

(助成金の額)

第3条 同盟会は、助成対象者に対し3,000円を当該年度予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 住所、氏名、生年月日を証明できる書類の写し
- (2) ご搭乗案内(写し)又は搭乗証明書の写し
- (3) 助成金の支払先口座がわかる書類の写し

2 助成金の交付申請期限は、旅行最終日から30日以内とする。

(助成金の返還)

第5条 同盟会は、虚偽の内容その他不正な手続きにより助成金を受けたことが判明した場合は、対象家族に対し助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月20日から施行する。